

緊急時における児童下校方法について(確認)

本校では、緊急時の児童下校方法を下記の通り、保護者への学校での引き渡しの方法といたします。なお、不測の事態が生じ、この原則に当てはまらない場合もあることをご承知おき下さい。

学校で児童引渡しを行う	
○学校からメール配信で各家庭に連絡をする。メール配信未登録の家庭には電話から連絡をする。 ○児童は、保護者または代理人が引き取るまで学校で保護する。 ○停電等でメール配信ができない場合は、連絡がなくても児童を留め置きする場合があります。	
メール配信の文言	
○児童引き取りのお知らせ。平安小学校緊急メールです。〇〇のため、これより保護者による学校への引き取りを実施いたします。ただちに児童のお迎えをお願いします。	
①	突発的な大地震等発生時（横浜市内で震度5強の地震が発生、または地震により京浜急行、JR京浜東北線のいずれも不通になり、再開の見通しが立たない、または学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合） ※この大地震等の基準は、平成23年改定の「横浜市学校防災計画」によります。
②	大規模地震の「警戒宣言」発令時
③	神奈川県東部に特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報発令の場合（天候悪化が著しく下校時の安全性が確保できず、このまま学校に留め置き、保護者に引き渡した方が安全と判断した場合）。
④	不測の事態が発生し、学校長が保護者への引渡しが適切であると判断した場合。

保護者の引き取りについて：原則的に引き取りは保護者（成人）が行うものとしますが、どうしても保護者が引き取れずやむをえない場合、緊急連絡先に載っている方（代理人）に引き渡します。非常時を想定して、各家庭で代理人の選定および委託について児童と共に確認をしておいて下さい。なお、引き渡し時に身分を確認させていただくことがあることを、代理人の方にお伝えください。

平安小学校 電話 501-4244